

院内での携帯電話（スマートフォンを含む）の使用について

市立芦別病院では、平成17年11月から、指定された場所・時間帯での携帯電話の使用を認めてきたところですが、平成26年8月に、関係省庁などで構成される協議会が公表した携帯電話の使用に関する新たな指針を受け、平成27年7月から、院内での携帯電話等の使用に関するルールを変更することとしましたので、お知らせいたします。

なお、携帯電話等の使用に当たりましては、マナーを守り、周りの方の迷惑にならないよう、ご協力をお願い申し上げます。

1 使用できる時間

午前6時（起床時間）から午後9時（消灯時間）まで

2 使用できる場所

場 所	通 話	メール インターネット	エリアごとの留意事項
食堂・待合室・廊下・エレベーターホール等	×	○	・医用電気機器からは1m以上離して下さい。 ・歩きながらの使用は危険なので控えて下さい。
病室等	△	○	・医用電気機器からは1m以上離して下さい。 ・多人数病室での通話は、他の患者さんの静養を妨げる可能性があるため、禁止します。（通話は個室に限ります。）
診察室	×	△	・電源を切る必要はありませんが、医用電気機器からは1m以上離して下さい。 ・診察の妨げや他の患者さんの迷惑にならないよう使用は控えて下さい。
手術室、検査室、治療室等	×	×	・使用しないだけでなく、電源を切るか、または電波を発射しないモードにしてください。
携帯電話使用コーナー	○	○	①公衆電話ボックス内（公衆電話を使用する方を優先するようお願いします。） ②2階 旧喫煙コーナー ③3階～5階 浴室前指定箇所

3 注意事項

- ①院内に携帯電話等を持ち込む際には、マナーモードに設定して下さい。
- ②使用できる場所においても、周りの迷惑にならないよう十分配慮願います。
- ③ペースメーカー等装着者に配慮して使用して下さい。
- ④プライバシーの保護のため、院内でのカメラ・ビデオ機能の使用は禁止します。
- ⑤入院中の患者さんについては、同室者の安眠のため、消灯後は電源をお切り下さい。

平成27年 7 月 1 日

院 長